

## 【中小企業事業】令和2年度第2次補正予算を受けた 新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充等に関するQ & A

(令和2年6月29日現在、追加・更新した箇所は黄色で表示しています。)

### <新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充に関するお問い合わせ>

Q1-1 新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充を盛り込んだ令和2年度第2次補正予算が令和2年6月12日に成立しましたが、具体的に融資制度がどのように変わるのか教えてください。

A1-1 ご融資限度額が「3億円」から「6億円」に拡充されます。また、低減利率（当初3年間基準（災害）-0.9%）の限度額が「1億円」から「2億円」に拡充されます。

これに伴い、いわゆる「実質無利子化」の対象も「2億円」までとなります。

	制度拡充後	制度拡充前
ご融資限度額	6億円	3億円
低減利率の限度額	2億円	1億円

「実質無利子化」とは…

新型コロナウイルス感染症特別貸付のご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）が政府において設けられることとなっており、この利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけるというものです。

（注）新型コロナウイルス感染症特別貸付（※1）を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者（※2）	中小企業者（※2）
個人	要件なし（※3）	売上高▲20%以上（※3）
法人	売上高▲15%以上（※3）	

（※1）特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

（1）最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少

（2）業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少

① 過去3カ月（最近1カ月含む。）の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10～12月の平均売上高

（※2）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（\*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「常時使用する従業員が20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（\*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※3）売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1カ月に加え、その後2カ月も含めた3カ月間のうちのいずれかの1カ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が経済産業省・中小企業庁ホームページ等で公表されるまで今しばらくお待ちください。

Q1-2 拡充後の融資制度はいつから始まりますか。

A1-2 令和2年7月1日から、お取扱いを開始いたします。

なお、今回の制度拡充前に「新型コロナウイルス感染症特別貸付」をご利用いただいた方で、「1億円」を超えた部分について「基準利率（災害）」を適用しているご融資については、「2億円」まで、ご融資時に遡って低減利率を適用することもできます。お手続きについては、改めてご案内いたします。

#### <民間金融機関の実質無利子化に関するお問い合わせ>

Q2 民間金融機関の「実質無利子化」融資の限度額も、4,000万円まで拡充されますか。

A2 民間金融機関の「実質無利子化」融資の限度額も4,000万円まで拡充されます。詳しい情報については、恐れ入りますが、中小企業金融相談窓口（0570 - 783183、平日・土日祝日9:00~17:00）にお問い合わせください。

参考：[経済産業省「民間金融機関における実質無利子・無担保融資」](#)

#### <新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特例制度（新型コロナ対策資本性劣後ローン）の概要に関するお問い合わせ>

Q3-1 資本性劣後ローンとはどのような融資制度ですか。

A3-1 資本性劣後ローンは、他の特定の債権又は一般の債権より返済の順位が劣る借入のことです。公庫では、挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）という名称で資本性劣後ローンをお取り扱いしております。

資本性ローンの主な特徴は、以下のとおりです。

- （1）元金は最終期限一括でのご返済となり、最終回までは、利息のみの支払となります。
- （2）業績に応じて金利が決定される仕組みとなっており、赤字のときは金利負担が小さくなります。そのため、安定的な返済計画を立てることができます。
- （3）資本性ローンによる借入金は、法的倒産時には、償還順位が他の全ての債務に劣後します。これらの特徴を備えた資本性ローンは、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができ、民間金融機関からの融資を受けやすくなります。また、資本性ローンは、株式ではないため、既存株主の持株比率を低下させることもありません。

Q3-2 新型コロナ対策資本性劣後ローンが現行の資本性ローンと共通する点、異なる点はどのような点ですか。

A3-2 現行の資本性ローンと共通する点は、次の通りです（主なもの）。

担保・保証人	無担保・無保証人
ご返済方法	期限一括償還
償還順位	法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務に劣後する。
その他	金融機関は資産査定上、自己資本とみなすことができる。

現行の資本性ローンと異なる点は、次のとおりです（主なもの）。

	新型コロナ対策資本性劣後ローン	現行の資本性ローン
ご利用いただける方	① J-Startupプログラムに選定された方又は中小企業基盤整備機構	・ 技術・ノウハウ等に新規性が見られる方

	<p>が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る方</p> <p>② 中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う方<sup>(注1)</sup></p> <p>③ 上記①及び②に該当しない方であって、事業計画書策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営多角化・事業転換を行う方</li> <li>・ 認定経営革新等支援機関の指導を受けて新たな取組みを行う方</li> <li>・ 中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業の再生を図る方</li> </ul> <p>等</p>
利率（年）	0.5%～2.95%（注2）	0.45%～5.5%（注3）
融資限度額	7億2,000万円（別枠）	3億円
ご返済期間	5年1ヵ月、10年、20年のうちいずれか	5年1ヵ月、7年、10年又は15年

**(注1) 中小企業再生支援協議会が行う「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール支援（以下「特例リスケ支援」という。）」又は「再生計画策定支援」を受けている方をいいます。**

(注2) 当初3年間は0.5%。4年目以降は、直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに2区分の利率が適用されます。

(注3) ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに3区分の利率が適用されます。

**Q3-3** すでに新型コロナウイルス感染症特別貸付で融資限度額まで利用していますが、追加で新型コロナ対策資本金劣後ローンを申込みことはできますか。

**A3-3** 新型コロナ対策資本金劣後ローンは、別枠7億2,000万円のご融資限度額を設けています。すでに新型コロナウイルス感染症特別貸付をご融資限度額までご利用いただいているお客さまも、お申しいただけます。

**Q3-4** 新型コロナ対策資本金劣後ローンは特別利子補給制度の対象となりますか。

**A3-4** 特別利子補給制度の対象とはなりません。実質無利子の融資をご希望の方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付のご利用をご検討ください。

**Q3-5** 新型コロナ対策資本金劣後ローンを申込するにあたって、注意することはありますか。

**A3-5** 通常のお申込書類に加えて、事業計画書等をご提出いただく予定です（詳細は主務省と調整中です。）。

**Q3-6** 繰上返済はできますか。

**A3-6** 原則として、ご融資後5年間は繰上返済はいただけません。

**Q3-7** 新型コロナ対策資本金劣後ローンはいつから始まりますか。

**A3-7** 7月1日から事前相談を開始し、システム構築後の8月上旬に取扱いを開始する予定です。

### <ご利用いただける方のうち、①に関するお問い合わせ>

**Q3-8** 「J-Startup」とは、どのようなものですか。

**A3-8** 「J-Startup」は、グローバルに活躍するスタートアップを創出するために、2018年6月に立ち上げられたスタートアップ企業の育成支援プログラムです。実績のあるベンチャーキャピタリストやアクセラレータ、大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦に基づき、J-Startup企業を選定し、大企業やアクセラレータなどの「J-Startup Supporters」とともに、官民で集中支援を実施しています。

経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が事務局となり、プログラムの運営を行っています。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

Q3-9 中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドとは、どのようなものですか。

A3-9 中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）は、新事業の創出や事業拡大、事業承継、事業再生などを支援することを目的に、投資事業を行う民間機関などとともに組成した投資ファンド（投資事業有限責任組合）に出資を行っています。

これらの投資ファンドのうち、「起業支援ファンド」又は「中小企業成長支援ファンド」に分類される投資ファンドから出資を受けた方が対象となります。

お客さまが出資を受けている投資ファンドが、中小機構が出資しているかどうかについては、中小機構「[出資ファンド検索システム](#)」からご確認いただけます。

#### <ご利用いただける方のうち、②に関するお問い合わせ>

Q3-10 中小企業再生支援協議会とは、どのような機関ですか。

A3-10 中小企業再生支援協議会は、中小企業の再生に向けた取り組みを支援するため、産業競争力強化法に基づき各都道府県に設置されている公正中立な公的機関です。中小企業再生支援協議会では、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関 OB 等）が、多様性、地域性といった中小企業の特徴を踏まえ、再生に向けた相談・助言から再生計画策定まで、個々の企業にあった、きめ細かな支援を行っています。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

Q3-11 中小企業再生支援協議会の行う新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール支援とはどのような支援ですか。

A3-11 中小企業再生支援協議会が令和2年4月1日より運用を開始した「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援」は、新型コロナウイルス感染症により先行きが見えない事業者を対象に、同感染症の影響減少まで、資金繰りが破綻しないように、元金の返済を止めた上で新規融資を含めた金融機関調整を行う支援になります。再生支援協議会が新支援完了後も毎月モニタリングを行い、事業者が希望すれば、順次再生計画策定支援を行います。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

#### <ご利用いただける方のうち、③に関するお問い合わせ>

Q3-12 「民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている」とは、どのようなことをいいますか。

A3-12 ご融資後概ね1年以内に事業計画書の実施のために必要となる資金について民間金融機関等が出融資を実行すること等が見込まれることをいいます。

なお、上記については、公庫への借入申込み後、お客さまの同意を得て、公庫から計画書に記載された金融機関に直接連絡し、出資又は融資を受ける見込みがあるか、確認させていただきます。

おって、ご融資後概ね1年以内に、事業計画書に記載された出資又は融資が実行されたか否か等、民間金融機関等による支援の状況について確認させていただきます。